

# 平成29年度 事業系ごみ受入基準表

## 「食料品製造業」「飲料・飼料製造業」 「医薬品製造業」「香料製造業」

「畜産食料品製造業」「水産食料品製造業」「調味料製造業」  
「糖類製造業」「精穀・製粉業」「パン・菓子製造業」  
「めん類製造業」「豆腐・油揚製造業」「そう（惣）菜製造業」  
「すし・弁当・調理パン製造業」「酒類製造業」

川島町環境センター

種別と搬入の可否				廃棄物の種類	内 容	主な品目	制限される業種
一般廃棄物		産業廃棄物					
可	否	可	否				
<b>受入できる廃棄物</b>							
○				13. 紙くず		新聞紙 雑誌・雑紙 シュレッダーした紙 ダンボール 紙パック 紙製容器包装	建設業 パルプ製造業 紙製造業 紙加工品製造業 新聞業 出版業 製本業 印刷物加工業
○				14. 木くず		木製机 木製イス 木製テーブル 剪定枝  (木製パレットは全業種とも搬入不可)	建設業 物品賃貸業 製材業 木製品製造業 パルプ製造業 家具製造業
○				15. 繊維くず		作業服 制服 (天然繊維くずのみで、 合成繊維製は廃プラスチック扱い)	建設業 製糸業 紡績業
○				16. 動植物性残さ	従業員等の食べ残し。	野菜くず 麺くず ハムくず パンくず	

種別と搬入の可否				廃棄物の種類	内 容	主な品目	制限される業種
一般廃棄物		産業廃棄物					
可	否	可	否				
		○ 少量指定		6. 廃プラスチック類	事業活動に伴って生じた少量（1日1kg未満）の廃プラスチック類（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）	【1日1kg未満】 プラスチック製容器包装 プラスチック製バケツ プラスチック製ホース等	
		○ 少量指定			従業員等の個人消費に伴って生じた少量（1日1kg未満）の弁当容器などの廃プラスチック類	【1日1kg未満】 プラスチック製弁当容器 レジ袋 菓子袋等	
		○ 少量指定		8. 金属くず	事業活動に伴って生じた少量（1日1kg未満）の乾電池等（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）（廃油等の付着しているものを除く）	【1日1kg未満】 乾電池 飲料用アルミ缶 飲料用スチール缶 缶詰缶 菓子缶 塗料缶 スプレー缶 カートリッジ式ガスボンベ 一斗缶 小型家電	
		○ 少量指定			従業員等の個人消費に伴って生じた少量（1日1kg未満）の飲料缶等	【1日1kg未満】 金属製飲料缶等	
		○ 少量指定		9. ガラスくず、陶磁器くず	事業活動に伴って生じた少量（1日1kg未満）の蛍光灯等（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）ガラス類（板ガラス等）、陶磁器くず	【1日1kg未満】 板ガラス 陶磁器くず 蛍光灯	
		○ 少量指定			従業員等の個人消費に伴って生じた少量（1日1kg未満）の飲料びん等	【1日1kg未満】 飲料びん等	
<b>受入できない廃棄物</b>							
			○	1. 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ	焼却灰等	全業種

種別と搬入の可否				廃棄物の種類	内 容	主な品目	制限される業種
一般廃棄物		産業廃棄物					
可	否	可	否				
			○	2. 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等	洗車場汚泥等	全業種
			○	3. 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等	食用油 ラード 鉱物油 エンジンオイル等	全業種
			○	4. 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液	酸性廃液等	全業種
			○	5. 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液	アルカリ性廃液等	全業種
			○	6. 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物  【1日1kg未満の廃プラスチック類（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）及び、従業員等の個人消費に伴って生じた1日1kg未満の弁当容器などの廃プラスチック類を除く】	廃タイヤ ビニール袋 PPバンド プラスチック製容器包装 発泡スチロール ペットボトル等	全業種
			○	7. ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず		全業種
			○	8. 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等  【1日1kg未満の乾電池等（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）及び、従業員等の個人消費に伴って生じた1日1kg未満の飲料缶等を除く】	金属くず	全業種

種別と搬入の可否				廃棄物の種類	内 容	主な品目	制限される業種
一般廃棄物		産業廃棄物					
可	否	可	否				
			○	9. ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	<p>ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等</p> <p>【1日1kg未満の蛍光管等（家庭から排出されるものと同種類のものに限る）ガラス類（板ガラス等）、陶磁器くず及び、従業員等の個人消費に伴って生じた1日1kg未満の飲料びん等を除く】</p>	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず等	全業種
			○	11. がれき類	<p>工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物</p>	コンクリート破片 アスファルト破片等	全業種
			○	16. 動植物性残さ	<p>食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物</p>	<p>野菜くず 麺くず ハムくず パンくず 魚の骨 動物の内臓等</p> <p>（賞味期限、消費期限切れで食料品製造業に返送された製品も産業廃棄物） （従業員等の食べ残しは全業種が一般廃棄物扱い）</p>	<p>食料品製造業 飲料・飼料製造業 医薬品製造業 香料製造業</p>